

富士川町入札参加資格等審査委員会要領

(目的)

第1条 この要領は、富士川町が発注する土木工事及び建設工事並びに工事に伴う測量、調査、設計及び監理の委託及び備品の購入の請負業者を厳正かつ公平に審査するための組織及び運営について定める。

(審査委員会の設置等)

第2条 富士川町管財課に、富士川町入札参加資格等審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

2 委員は、副町長、会計管理者、政策秘書課長、財務課長、管財課長、土木整備課長、都市整備課長、上下水道課長、担当課長及び委員長が指名する職員とし、委員長は、管財課長をもって充てる。

(審査委員会の所掌事務)

第3条 審査委員会は、次の事項を所掌するものとする。

- (1) 一般競争入札の入札参加資格を定める場合における当該資格の適否
- (2) 一般競争入札に付する場合における入札参加申請者の審査
- (3) 指名競争入札に付する場合における当該入札方式の適否
- (4) 指名競争入札に付する場合における指名業者の選考
- (5) その他、請負業者の選定において委員長が必要と認める事項の審査(指名業者の選考)

第4条 所管課長は、指名競争入札に付する場合は、指名一覧表を委員長に提出しなければならない。

2 委員長は、前項の指名一覧表の提出があったときは、内容を審査した上で、指名内申書を作成するものとする。

3 指名委員会は、前項の指名内申書の内容を審査した上で、指名業者の選考を行うものとする。

(秘密の厳守)

第5条 審査委員会は、第1条の目的を達成するため公正にその任務を行い、審議は公開しないものとし、審議内容については秘密を厳守しなければならない。

(運営)

第6条 審査委員会は、必要が生じたときに委員長が招集するものとする。

(会務の決定)

第7条 委員会の会務は、委員の2分の1以上が出席し、出席委員の過半数の同意をもって決定する。可否同数のときは委員長の決するところに

よる。

(事務局)

第 8 条 審査委員会の事務局は管財課に置く。

(その他必要な事項)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関する必要な事項は、その都度定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 22 年 3 月 8 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。